

【施策目標】	進捗状況
Ⅳ 児童発達支援センターの機能強化（参考資料1）	
7 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	➤ さまざまな障害種別や家庭環境を背景に、地域のこども園等で同等の保育を受けることが難しい児童が通える専門機関として受け入れを行い、個別の課題に応じた専門的な療育、医療を提供する。（参考資料2） ➤ 子どもの発達全般、障害特性、行動特徴等のアセスメントにより、基本的な支援を確実に行うとともに、特定の分野に強みをもつ事業所や発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等を含む関係機関において、それぞれの役割を把握し、連携した支援を行う。 【現状】 ・クラス分けの際、児へのアセスメントをもとに生活年齢等を考慮しクラス編成を行っている。 ・虐待ケースを中心に子育て支援課と連携するケースが年間3～4名程度はいる。（両園ともに） ➤ 乳幼児期の子どもの発達に不安を抱える親との信頼の構築、ニーズ等を聴取し、家族支援を行う。また、きょうだい児が相談できる集いの場を提供する。 【現状】 利用児のきょうだい児については個々に相談を受けている。今年度については運動会などの行事参加を通してきょうだい児ともつながる機会を設け、今後集いの場を提供するための検討を行う。
8 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	➤ 堺市の資源、支援についての知識などを備えたセンター人材を育成し、「地域支援専門チーム」を立ち上げる。 【現状】 「地域支援チーム」の立ち上げに向けて本体運営と兼務しながら、南リハ4名、北リハ12名が保育所等訪問支援員として運営している。

重点検討項目の進捗状況（令和6年8月時点）

	➤ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業所に対し、巡回相談等を行い、支援に関する助言や出前講座、必要に応じて専門機関等の案内を行う。 <table><tr><td>出前講座実績</td><td>R5</td><td>8件</td></tr><tr><td></td><td>R6（9月時点）</td><td>12件</td></tr></table> 【実績】出前講座参加機関 私立幼稚園・子育て支援課・ボランティア・株式会社CLC（のびのびルーム・堺っこらぶの一部を運営） （参考）もず園・つぼみ園の見学会・・・R6 12件（令和6年9月時点） 見学会参加機関・・・保健センター、こども園、みのりの会（相談支援事業所）、私立幼稚園、堺市初等教育研究会特別支援教育部会、さかいこひろば、医療機関(母子センター、ベルランド病院)、発達障害者支援センター、4・5歳児相談、和泉市・マレーシアからの視察 ➤ ノウハウの共有やスーパーバイズを行うことにより、事業所が支援について悩みを抱え込まない仕組みを作る。 【実績】 例年、児童発達支援事業所向け交流会を開催し、専門スタッフからの研修、スタッフ間の交流の機会を設けてきた。今年度は保育所等訪問支援事業所向けの交流会についても開催予定。 ➤ すでに堺市で実施している障害児通所支援事業者育成事業の活用等により、地域の通所支援事業所との関係づくり、情報提供を行える仕組みを構築する。 【現状】 ・育成事業の会議への参加、事業所への同行を行い支援方法について一緒に検討している。 ・障害児通所支援事業者育成事業が主となり行う研修にて、10月16日にセンターの役割等について発信する。	出前講座実績	R5	8件		R6（9月時点）	12件
出前講座実績	R5	8件					
	R6（9月時点）	12件					

重点検討項目の進捗状況（令和6年8月時点）

9

地域のインクルージョン推進の中核としての機能

➤ 保育所等訪問支援の実施を通じて、地域の園や学校の障害への理解、支援力の向上を図る。

【保育所等訪問支援実績件数】

もず園

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5	12	13	14	11	3	14	10	17	10	10	8	7
R6	9	24	22	20	9							
増減	-3	+11	+8	+9	+6							

つばみ園

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5	4	7	8	9	1	8	4	6	5	4	3	6
R6	8	13	16	19	9							
増減	+ 4	+6	+8	+10	+8							

➤ センターの通所利用後等、児童に対するアセスメントをしっかり行ったのち、保育所等訪問支援への移行等、地域でのサポート等を実施することにより、地域のインクルージョンの中核となる質を担保した支援の提供を行う。

【実績】（参考資料 3 - 1 , 3 - 2）

毎日通園の卒退園児(地域園・地域学校)に関しては、診療所・保育所等訪問支援の提供を行っている。つばさクラス終了児は必要に応じて保育所等訪問支援に、おひさまクラスは診療所の継続フォロー・保育所等訪問支援、ぺんぎんクラスは保育所等訪問支援・毎日通園等、昨年度までのめだか親子教室利用児は保育所等訪問支援・並行通園につながっているケースがある。

※卒退園・終了後すぐに保育所等訪問支援・並行通園を利用せず、1 年あけてつながってくるケースもある。

重点検討項目の進捗状況（令和6年8月時点）

		➤ 市内の保育所等訪問支援を実施する事業所とセンターで、地域の現状および課題の把握、情報交換や助言、ノウハウの共有等を行う機会を設けるなど、市内の支援の質の向上を図る。 【現状】保育所等訪問支援事業所向けに交流会実施予定（令和6年10月17日）												
10	地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能	➤ 障害児支援等関係機関連絡会等への参加をはじめとし、区保健センターや子育て支援課（家庭児童相談室）など、乳幼児期に関わる関係機関との情報共有や支援の連携を行う。 【実績】令和6年度 障害児支援等関係機関連絡会 8回（4～8月） 各区自立支援協議会 3回 保健センターなど訪問2回、他医療機関(ベルランド)1回 ➤ 障害児等療育支援事業において、相談内容に応じて柔軟に対応ができる個別相談及び、親子でグループ活動に参加することができる「にここ広場」を実施する。 【実績】 ・にここ広場の参加人数（8月時点） <table><tr><td></td><td>子ども</td><td>保護者</td><td>参加されたお子様の年齢・・・1歳から3歳が中心。</td></tr><tr><td>もず園</td><td>69</td><td>83</td><td>発達状況等の特徴・・・言葉の遅れが主。行動面で落ち着きがない等もあり。</td></tr><tr><td>つぼみ園</td><td>28</td><td>29</td><td>ぺんぎんクラスや児童発達支援事業所につながるケースもあるが、偏食など日々の関わりや進路について相談をしたい方が多い。</td></tr></table>		子ども	保護者	参加されたお子様の年齢・・・1歳から3歳が中心。	もず園	69	83	発達状況等の特徴・・・言葉の遅れが主。行動面で落ち着きがない等もあり。	つぼみ園	28	29	ぺんぎんクラスや児童発達支援事業所につながるケースもあるが、偏食など日々の関わりや進路について相談をしたい方が多い。
	子ども	保護者	参加されたお子様の年齢・・・1歳から3歳が中心。											
もず園	69	83	発達状況等の特徴・・・言葉の遅れが主。行動面で落ち着きがない等もあり。											
つぼみ園	28	29	ぺんぎんクラスや児童発達支援事業所につながるケースもあるが、偏食など日々の関わりや進路について相談をしたい方が多い。											

重点検討項目の進捗状況（令和6年8月時点）

Ⅴ 学齢期支援の充実		
11	特別支援教育の推進	【通常学級における合理的配慮】 ・幼稚園、支援学級、支援学校に在籍する障害のある幼児児童生徒に介助・支援を行う特別支援教育支援員の配置 ・車いす等使用児童生徒のための車両借り上げ費用補助の実施 ・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対する医療的ケア看護職員配置の実施 ・教職員及び保護者等に対し、発達障害等に関する専門的な知識・技能をもつ専門家を派遣 ・支援教育アドバイザーによる就学相談、入学後のフォローアップ、教育相談の充実、支援学級担任等への指導・助言の実施 ・通常の学級における、合理的配慮提供に資する合理的配慮協力員の配置回数の配当 ・支援学校教員の専門性向上のため、支援学校に外部専門家を派遣 ・支援学校のセンター的機能として、支援学校に派遣した外部専門家と支援学校教員による地域支援の実施 ・特別支援教育を推進するための研究費の負担、行事等の委託 ・特別支援学校教育職員免許法認定講習を大阪府とともに実施 等を実施している。
14	教育と福祉の連携の推進	【障害児支援等関係機関連絡会】(参考資料4) 就学前児童に関して、市の関係課（障害支援課・幼保支援課・各区保健センター・各区子育て支援課・支援教育課・教育センター（公立幼稚園担当者）及び児童発達支援センター担当者が構成機関となり、情報共有や支援方法、見立て等について検討を行っている。 保護者への適正な案内となるため、各事業の利用方法等についても連絡会の中でこまめな共有を行う。 【「あい・ふあいる」の活用促進】 あい・ふあいる活用セミナー、地域支援特別事業、あい・さかい・サポーター養成研修等、あい・ふあいるの活用についての研修を実施。また、堺市ホームページには PDF でなく Word にてダウンロードできる様式をアップし、おおむねデータでの入力が可能に対応。 【障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）の施設支援の活用】 放課後等デイサービス事業所等とのケース会議の開催、支援計画をツールとした課題共有など、個々のケースの関わりから連携を進めている。 事業内容及び本事業と関係機関との連携について取り組んでいる。

重点検討項目の進捗状況（令和 6 年 8 月時点）

15	行動障害のある児童への支援体制の構築	強度行動障害児童数（令和 6 年 7 月時点）：8 人 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）強度行動障害児支援加算対象児童数により算出。 昨年度までの短期入所重度障害者支援加算については、令和 6 年 4 月の報酬改定により要件が強度行動障害判定基準と同要件に変更となったため昨年度までと同要件での算出が困難。 ※強度行動障害児支援加算：強度行動障害判定基準における合計点数が 20 点以上の児童が対象（参考数値：短期入所利用児童数） <table><tr><td></td><td>短期入所支給決定児童数</td><td>うち重度障害者支援加算（行動関連項目の合計点数が 10 点以上）</td></tr><tr><td>R3(4 月時点)</td><td>583 人</td><td>112 人</td></tr><tr><td>R4(4 月時点)</td><td>566 人</td><td>120 人</td></tr><tr><td>R5(7 月時点)</td><td>565 人</td><td>140 人</td></tr><tr><td>R6(3 月時点)</td><td>576 人</td><td>151 人</td></tr><tr><td>R6(7 月時点)</td><td>599 人</td><td>—</td></tr></table> 【堺市強度行動障害支援体制整備事業】 令和 6 年度より開始予定であり、強度行動障害への支援ノウハウを持つ専門的法人が、事業に参画する参画法人を対象に、訪問コンサルテーション、実地研修、講座、実践報告会等を通じて、専門的かつ標準的な支援を法人内で実施する体制を構築する。 また、堺市障害者自立支援協議会の新たな部会として「強度行動障害支援部会」を立上げ、同事業の評価に加え、堺市における行動障害のある方への支援体制の推進・整備について、18 歳以上の障害者に関する他の、予防的な観点を踏まえた支援体制の構築等についても協議予定。 【障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）】（参考資料 5） 施設支援により学校、こども園、事業所等の関係機関への指導、助言を行っている。 【障害児通所支援事業者育成事業】 利用決定した事業所の支援困難ケースに対しての助言、指導を行っている。		短期入所支給決定児童数	うち重度障害者支援加算（行動関連項目の合計点数が 10 点以上）	R3(4 月時点)	583 人	112 人	R4(4 月時点)	566 人	120 人	R5(7 月時点)	565 人	140 人	R6(3 月時点)	576 人	151 人	R6(7 月時点)	599 人	—
	短期入所支給決定児童数	うち重度障害者支援加算（行動関連項目の合計点数が 10 点以上）																		
R3(4 月時点)	583 人	112 人																		
R4(4 月時点)	566 人	120 人																		
R5(7 月時点)	565 人	140 人																		
R6(3 月時点)	576 人	151 人																		
R6(7 月時点)	599 人	—																		

重点検討項目の進捗状況（令和 6 年 8 月時点）

		【補足】 ◎ 児童期における行動障害に関する相談があった場合の支援や支援者への助言等の事業や対応、連携方法 ・必要に応じ、発達障害等に関する専門的な知識・技能をもつ専門家の派遣や支援学校センター的機能による地域支援、外部専門家による助言を行う。 ・関係機関とのケース会議を実施し、連携する。 ◎ 事業所等から虐待の通告があった際の対応、連携方法 障害者虐待防止法では障害福祉サービス事業所、相談支援事業所・障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所における虐待事案が通告対象となっている。 令和 5 年度に対応した件数は 3 件で、その内行動面での特性がある事案件数は 1 件であった。区分認定調査を行っている地域福祉課や保健センターと連携し被害者の情報収集を行い、計画相談員が付いている場合は相談員と連携し対象児の障害特性を把握し対応している。
VIII 家族への社会的支援の充実		
24	要支援・要保護家庭への支援	【障害児の要保護・要支援家庭の支援】 ・本市の要保護児童対策地域協議会（要対協）として見守り対象である、要支援児童・要保護児童（主に児童虐待のケース）については、全件進捗管理を実施し、必要に応じてケースカンファレンス実施し、関係機関で支援体制を確認している。 要保護児童が障害児である場合、一般的な被虐待児に関する調査や支援に加え、障害福祉サービスの利用の確認や障害特性から虐待へ至ってしまう状況を踏まえた保護者対応、支援を実施している。 ・要対協ケースの保護者が障害当事者である場合は、虐待に至ってしまう背景要因として、障害当事者のサポートが十分なされているかを確認し、必要な障害福祉サービスの提供及び障害当事者である保護者の特性を理解した上で家庭支援を実施している。 ・要保護児童が障害児である場合、必要に応じて 18 歳到達前にケースカンファレンスへ成人期の支援機関の出席を求め、支援体制の確認を行う。

重点検討項目の進捗状況（令和 6 年 8 月時点）

X 障害児支援体制の整備と推進		
28	支援者の資質向上	【障害児通所支援事業者育成事業】—H30 年度から開始。（参考資料 6） 指定障害児通所支援事業所を対象に、委託事業所から訪問等によるインテークにて指導、助言を行っている。また、年に 3 回事業所ニーズに応じた研修を実施。 利用事業所のアンケートにて、支援ニーズ、支援内容や効果等を評価・分析し、さらなる指導、助言の質の向上のための方法を検討予定。 【あい・さかい・サポーター養成事業】—H27 年度から開始。（参考資料 7） こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等障害児支援に携わる者を対象に、各機関及び地域の中核となる「サポートリーダー」を養成するため、2 年連続研修を実施。サポートリーダーとなった方を対象に、毎年フォローアップ研修を年 1 回開催。 R6 年 9 月時点で「あい・さかいサポートリーダー」299 名が認定されている。 【放課後等デイサービス・児童発達支援自己点検及び評価シート】 こども家庭庁が作成した資料「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」に沿って自己評価シートを作成し、市へ提出。その後市ホームページにおいて公開する予定。 【保育所等訪問支援にかかる自己点検及び評価シート】 こども家庭庁が作成した資料「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」に沿って自己評価シートを作成し、市へ提出。その後市ホームページにおいて公開する予定。
29	医療的ケア児の支援体制の整備	【医療的ケア児等支援連絡会議】 —医療的ケア児等に関する課題について医療、福祉、教育等の関係者等から意見を聴取し連絡調整するため H30 年度（現行の体制では令和 2 年度）から実施している。 【医療的ケア児等コーディネーター養成研修】—R2 年度より堺市で開催。 R 5 年度までに 114 名が修了（令和元年度に大阪府での研修修了者も含む。）R4 年度から外部委託により実施している。

重点検討項目の進捗状況（令和 6 年 8 月時点）

		【認定こども園等における支援体制強化】 民間の認定こども園、保育所、地域型保育事業所において、実際に医療的ケア児を受け入れ、看護師を配置した場合、雇用に必要な経費として年額 5,290 千円（月額 440,800 円）を補助する。 令和 5 年度 民間 6 施設に補助
34	障害児の相談支援の連携を含む体制整備	【(仮)障害児相談支援部会準備会】 堺市障害者自立支援協議会にて、「複合的な課題を抱える家族への支援」として障害児の相談支援体制が整っていない旨の議論を踏まえ、専門的議論を深めるために令和 4 年度より「堺市障害児支援ワーキングチーム」を設置。 ワーキングチームでの対象年齢を主に「学齢期」とし、福祉・医療・教育との連携と、関係機関のもつ好事例の共有から地域課題を抽出。各機関において課題があることから、その課題について効果的な協議を進めることを目的に、令和 6 年度においてワーキングチームに代わり「(仮)障害児相談支援部会準備会」を設置。令和 7 年度の部会化に向け、準備を進めている。